

八街市新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成26年11月
令和8年4月(改定)

八街市

第1	はじめに.....	1
1	計画改定の経緯と計画の位置付け.....	1
2	計画の改定と見直し.....	2
3	本市における新型コロナの対応の経験.....	2
第2	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項.....	4
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	4
	(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する.....	4
	(2)市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする.....	4
2	実施上の留意点.....	5
	(1)平時の備えの整理や拡充.....	5
	(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え.....	6
	(3)基本的人権の尊重.....	7
	(4)危機管理としての特措法の性格.....	7
	(5)関係機関相互の連携協力の確保.....	8
	(6)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応.....	8
	(7)感染症危機下の災害対応.....	8
	(8)記録の作成や保存.....	9
3	対策推進のための役割分担(県行動計画より抜粋).....	10
	(1)国の役割.....	10
	(2)県の役割.....	11
	(3)市の役割.....	12
	(4)医療機関の役割.....	12
	(5)指定(地方)公共機関の役割.....	13
	(6)社会福祉施設等.....	13
	(7)登録事業者.....	13

(8)一般の事業者.....	14
(9)個人.....	14
4 行動計画の対策の項目と横断的視点.....	14
(1)対策項目.....	14
(2)横断的視点.....	16
5 感染症対応のシナリオ.....	17
第3 各対策項目の考え方及び取組.....	19
1 実施体制.....	19
(1)準備期.....	19
(2)初動期.....	20
(3)対応期.....	20
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	22
(1)準備期.....	22
(2)初動期.....	23
(3)対応期.....	24
3 まん延防止.....	26
(1)準備期.....	26
(2)初動期.....	26
4 ワクチン.....	27
(1)準備期.....	27
(2)初動期.....	30
(3)対応期.....	31
5 保健.....	34
(1)対応期.....	34
6 物資.....	35

(1) 準備期.....	35
7 市民の生活及び市民経済の安定の確保.....	36
(1) 準備期.....	36
(2) 初動期.....	37
(3) 対応期.....	38
用語集.....	40

第１ はじめに

１ 計画改定の経緯と計画の位置付け

国は、２００５年(平成１７年)、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県(以下「県」という。)においても同年１１月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、数次にわたり改定を行ってきたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。)に基づく行動計画とするため、国は２０１３年(平成２５年)６月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定し、県は同年１１月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定し、本市においても、２０１４年(平成２６年)１１月に「八街市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定した。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ策定するもので、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものであり、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施する。

なお、市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりとする。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。)第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第６条第８項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- ・ 感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

2 計画の改定と見直し

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合も適時適切に改定を行うものとする。

2017年（平成29年）9月、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更等のため、政府行動計画が改定された。これを受け、2018年（平成30年）2月には、県行動計画が改定され、同年12月、市行動計画を改定した。

2024年（令和6年）7月には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外にも含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、それを踏まえて県においても2025年（令和7年）3月、改定が行われた。

政府行動計画や県行動計画の改定を受け、本市においても、2026年（令和8年）4月、市行動計画の改定を行った。

3 本市における新型コロナの対応の経験

2019年（令和元年）12月末、中国・湖北省武漢市で肺炎が集団発生し、翌月2020年（令和2年）1月9日、新型コロナウイルスによるものであると世界保健機関（WHO）が発表した。同月16日、国内で初めて、新型コロナウイルス関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

国は国民に対し注意喚起するとともに、新型コロナ患者の対応について 各自治体・医療機関に通知するほか、専門家会議を開催するなど、対応に努めた。また、県は同年1月22日に千葉県健康危機管理対策委員会専門部会を開催した。

国や県の動きを受け、本市では全庁一体となった対策を強力に推進するため、同年2月3日に、市長を本部長とする「八街市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、八街市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催した。県と連携を図り、情報収集や市民への情報提供を行い、相談窓口を設け、市民からの相談対応を行った。

同年3月29日、初めて市民の感染者が確認された。そして、感染者数の全数把握をしていた2022年（令和4年）9月25日までのうち、1日の最大の感染者数は2022年（令和4年）8月4日の127人であり、この8月の感染者数2,131人が月別で最大であった。

市の対応としては、新型コロナウイルスワクチン予防接種のために必要な体制を整備するため、新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを2021年（令和3年）2月1日に健康増進課内に設置し、予防接種の準備を開始した。2022年（令和4年）4月1日に、さらに体制を強化するために、新型コロナワクチン接種対策室とした。

八街市新型コロナウイルス感染症対策本部は、国の基本的な考え方に基づき、基本的感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避との両立を図ってきた。

八街市新型コロナウイルス感染症対策本部会議は、新型コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に変更される2023年（令和5年）5月8日までに、計45回開催され、八街市新型コロナウイルス感染症対策本部は同年5月7日に廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となったことである。

そして、感染症危機は、新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時から、有事に備えることが必要である。

第2 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。本市は、日本の玄関口である成田国際空港から10km圏内に位置し、感染拡大の懸念は小さくないと考えられる。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるため、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、県が掲げる次の目的及び基本的な戦略に基づき、市として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及び県行動計画、市行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有の基盤となるD X (デジタル・トランスフォーメーション)の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例発生時における初動体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内、市内及び近隣自治体で発生した場合も含め、市として速やかに初動対応に動きだせるように体制の整備を進める。

ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

業務量が多くなる衛生部門の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成、県との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。なお、対策の切替えは国・県の対応方針に沿って実施する。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集及び適時適切なリスク評価の仕組みが国・県により構築されるので、市はその状況を把握し、市民周知を行う。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県が予防計画及び医療計画に基づいて医療提供体制を拡充する。その範囲で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、県は、県民生活や社会経済等に与える影響を勘案しながら、感染拡大防止措置等を講じるので、市は、それを市民に周知し協力を求める。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えるので、市は、県に合わせて市内の対策を講じる。

エ 対策項目ごとの時期区分

市は、柔軟な対応が可能となるよう、個別の対策項目ごとに切替えのタイミングの目安等が国・県から示されるので、市民等に周知する。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有によって、市民等が適切な判断や行動が取れるようにする。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による行動制限等の要請に当たり、市民の自由と権利に制限が加わる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

さらに、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮にも留意する。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染症や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること

等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5)関係機関相互の連携協力の確保

八街市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

(6)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

- ・協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- ・研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- ・感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- ・感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(7)感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保、及び避難所における感染対策、自宅療養者等の避難のための情報提供等体制整備を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は県や防災関係機関・団体等と連携し、地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難支援等を速やかに行う。

(8)記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

なお、市は新規感染者やクラスター等に係る情報を公表するに当たり、個人情報保護に十分配慮するとともに、混乱を避けるため、以下の取組が必要となる。

- ・ あらかじめ県と公表内容等の考え方を共有する。
- ・ 市民や報道機関に対して公表を行う意味、目的及び状況に応じた対応を共有する。
- ・ 国・県からの情報提供や感染症の特性、感染状況等に応じて適宜対応を見直す。

3 対策推進のための役割分担(県行動計画より抜粋)

(1)国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。また、世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれらに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2)県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、千葉県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国でも最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会(以下「連携協議会」という。)等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。本市は、県が実施する保健所を中心とした地域におけるネットワークづくりの推進に協力する。

その他、平時から県衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

(3)市の役割

市民に最も近い行政単位として、市民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣自治体と緊密な連携を図る。

(4)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5)指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6)社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防対策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずるとともに、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7)登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8)一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(9)個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

4 行動計画の対策の項目と横断的視点

(1)対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等において分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

ア 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、市は、県及び近隣自治体と連携を図り一体的な取組を行うことや危機管理として全ての部署が協力する全庁一体的となった取組が求められる。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を提供するとともに、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、時期に応じたリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

ウ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するために、市民や事業者にまん延防止対策への理解促進を図る。

エ ワクチン

新型インフルエンザ等のワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

新型インフルエンザ等のワクチンの接種に当たっては、県や医療機関、事業者、関係団体等と連携し、接種体制の構築を行う。

オ 保健

市は、県の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民の生命及び健康の保護につなげる。

カ 物資

市は、感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

キ 市民生活及び市民経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行うとともに、市民や事業者等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民・事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するよう努める。

(2)横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のアからウまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

ア 人材育成

危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的視野に立って危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。多くの人が危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

イ 県及び近隣自治体との連携

国が基本的な対処方針を定め、それを基に県が感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。市に期待される役割は、予防接種や市民の生活支援等である。平時から、推進会議や訓練の参加等により、県及び近隣自治体との連携体制を構築していく。

ウ DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、デジタル技術の進展とともに、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待でき、危機管理の対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DXの推進に当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、今後、国や県が行うDX推進のためのあらゆる取組に協力し、今後の感染症危機に備える。

5 感染症対応のシナリオ

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることが想定される。市は時期ごとの対応の特徴も踏まえ、国が定める基本的対処方針に基づき感染症危機対応を行う。

各対策項目を設定する際には、次の3期に分けた構成とする。また、時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第3 各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策を定める。

【準備期】 新型インフルエンザ等が発生していない平時の時期

【初動期】 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの期間

【対応期】 国の基本的対処方針が定められた以降の期間

対応期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

- 1 封じ込めを念頭に対応する時期
- 2 病原体の性状等に応じて対応する時期
- 3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第3 各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

(1) 準備期

目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部署の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係部署間の連携を強化する。

1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。
- ④ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部等に関し必要な事項を条例等で定める。

1-3 関係機関との連携の強化

- ① 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

- ② 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、各種業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

（２）初動期

目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて八街市新型インフルエンザ等対策本部会議や八街市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、「1 実施体制（1）準備期」1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

（３）対応期

目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでその間

の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、市内で特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する。市は、市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく特措法に基づく市対策本部を廃止する。ただし、本部長が全庁として継続して対応が必要と認めるときには、任意の対策本部として継続することができる。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

（１）準備期

目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型

インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

1-1-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

(2) 初動期

目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市は、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、政府関係省庁、県、指定（地方）公共機関の情報等について、市ホームページ上に必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブページを作成する。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSやコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

（３）対応期

目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人の感染症対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することを踏まえ、感染者等に対する偏見・差別や、偽・誤情報が感染症対策の妨げとならないよう、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有し、市民等の不安の解消等に努める。

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、政府関係省庁、県、指定（地方）公共機関の情報等について、市ホームページ上に必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブページを運営する。

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSやコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3 まん延防止

(1) 準備期

目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(2) 初動期

目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

4 ワクチン

(1) 準備期

目的

市は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる可能性のある資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

集団接種に必要となる可能性のある資材は、新型コロナウイルスワクチン接種時の資材や公益社団法人印旛市郡医師会八街地区（以下「市医師会」という。）の知見を参考に準備を行う。

1-2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行う。

1-3 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

1-3-1 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力を行う。

1-3-2 登録事業者の登録

市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力を行う。

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

市は、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-4-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けて、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。
- ② 市は、特定接種の対象となり得る地方公務員の対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-4-3 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 市は、国及び県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等を明確にした上で、市医師会等と連携し円滑な接種を実施できるようシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた検討を行う。

また、高齢者等の接種対象者数の推計等を行い、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署と連携し、接種体制を検討する。

- i 接種対象者数
- ii 市職員等の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保及び運営方法の整備
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町村間や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の整備

接種対象者の試算方法の考え方（令和7年3月31日時点の人口により算出）

	住民接種対象者試算方法	
総人口	人口統計（総人口）	66,607 人
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	4,662 人
妊婦	母子健康手帳届出数	234 人
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	1,480 人
乳児	人口統計（1 歳未満）	256 人
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	512 人
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	5,371 人
高齢者	人口統計（65 歳以上）	22,077 人
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	32,015 人

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

（イ） 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 市は、速やかに接種できるよう、公益社団法人日本医師会、公益社団法人千葉県医師会、公益社団法人印旛市郡医師会及び医療機関（以下「医師会等」という。）の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5 情報提供・共有

1-5-1 市民への対応

世界保健機関（WHO）が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「ワクチン接種への躊躇」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、市は、定期の予防接種について、

被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び情報提供など、双方向的な取組を進める。

1-5-2 市における対応

市は、県の支援を受け、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体と連携して、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

1-5-3 庁内の連携

予防接種施策は、保健衛生の担当部署が、人事、介護、障がい等の担当部署と連携を図り推進する。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市教育委員会等との連携を進め、就学時の健康診断等の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を依頼する等、予防接種施策の推進に努める。

1-6 DXの推進

市が活用している予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

（２）初動期

目的

市は、準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携しながら、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2 ワクチンの接種に必要な資材及び資材の確保

市は、「4 ワクチン（1）準備期」1-1 において必要と判断した資材について、適切に確保する。

2-2-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

2-2-2 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 市は、接種が円滑に行われるよう、市医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公共施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。協議に当たっては、地域の医療資源や診療体制を踏まえ、医療機関の負担に配慮した体制整備を図る。
- ③ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護、障がい等の担当部署、市医師会等の関係団体と協議を行い接種体制を構築する。

（3）対応期

目的

あらかじめ初動期に構築した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、政府行動計画ガイドライン「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」第3章3. を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県と連携して、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用することも含めて地域間の融通等をあわせて行う。

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1 特定接種

市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して接種体制の準備を行う。

3-2-2-2 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図

る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種会場や接種開始日等について、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等の医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護、障がい等の担当部署や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有

- ① 市は、予防接種の実施に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1 住民接種に係る対応

広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

- ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
- ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- ③ 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

5 保健

（１）対応期

目的

市は、県の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民の生命及び健康の保護につなげる。

1-1 主な対応業務の実施

1-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

6 物資

(1) 準備期

目的

市は、感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

7 市民の生活及び市民経済の安定の確保

(1) 準備期

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等への配慮も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、「6 物資（1）準備期」1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、市民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して対象者の把握を行うとともにその具体的手続を決めておく。
- ② 市は、市内における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。

1-5 火葬体制の構築

市は、県や近隣自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

（２）初動期

目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民や事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

2-2 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(3) 対応期

目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

3-1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取組に必要な協力を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置に必要なに応じて協力する等、適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定により県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う県等の機関をいう。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第18条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定（地方）公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフル	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に

エンザ等緊急事態	甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
全数把握	感染症法第12条の規定により、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。
専門部会	千葉県新型インフルエンザ等対策本部の本部長が、新型インフルエンザ等対策について専門的立場から意見を聴くため、必要に応じて設置する組織。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
千葉県感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
千葉県新型インフルエンザ等対策本部	政府対策本部が設置されたとき、特措法第22条第1項の規定により、知事が設置する組織。本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てることとされている。 県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県全体の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。 なお、政府対策本部が廃止されたとき、特措法第25条の規定により、知事が廃止する。
千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議	新型インフルエンザ等対策について庁内各部局間の情報共有と連携を図るとともに、千葉県新型インフルエンザ等対策本部会議を円滑に行うため設置される組織。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び

	国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

八街市新型インフルエンザ等対策本部	特措法第34条第1項の規定により設置される対策本部。市長が設置する組織であり、対策本部長は市長、対策副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。 市が実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。 なお、国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は必要に応じて特措法に基づかない市対策本部を設置することができる。
八街市新型インフルエンザ等対策連絡会議	新型インフルエンザ等対策について庁内各部署間の情報共有と連携を図るとともに、八街市新型インフルエンザ等対策本部会議を円滑に行うため設置される組織。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。